

※改正部分は下線箇所

令和7年12月16日改正

令和6年9月17日改正

令和6年8月27日

浜松市財務部調達課

災害復旧工事における「暫定契約」の試行及び速やかな前金払の実施について

1 目的

本市が発注する地震、風水害等による災害に伴う緊急を要する応急・復旧工事（以下「災害復旧工事」という。）において、契約書の取り交わしは本市による設計金額の算定後としていることから、その間は前払金の請求ができず、受注者は資金調達等に苦慮する事態が生じています。

受注者の意向に応じて発注者が前金払を適切に実施し、災害復旧工事における必要な人員や資機材の確保に要する資金の円滑な確保を支援するため、「浜松市災害復旧工事における暫定契約の試行に係る事務取扱要領」を定め、暫定の工事内容（工法、数量、図面等）により締結する随意契約（以下「暫定契約」という。）を試行します。

2 概要

(1) 本市からの出動要請に応諾後、概算工事費に基づき早期に契約（暫定契約）を締結

⇒ 暫定契約に基づき前払金の支払が可能となり、受注者の資金調達を円滑化

(2) 暫定契約には、暫定契約期間中の特約を付した上で浜松市建設工事請負契約約款を適用

⇒ 受注者、発注者双方の権利義務を明確化

(3) 暫定契約の適用を大規模災害に限定せず、災害復旧工事に広く適用

⇒ 災害復旧工事の円滑な実施、地域の防災力向上

3 対象工事

概算工事費が400万円を超える建設工事のうち、次のいずれかに該当する工事

ただし、工事担当課に技術職員が不在で概算工事費が算定できない場合などは、暫定契約を適用できないことがあります。

(1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急・復旧工事

(2) 災害の未然防止のための応急工事

4 試行開始時期

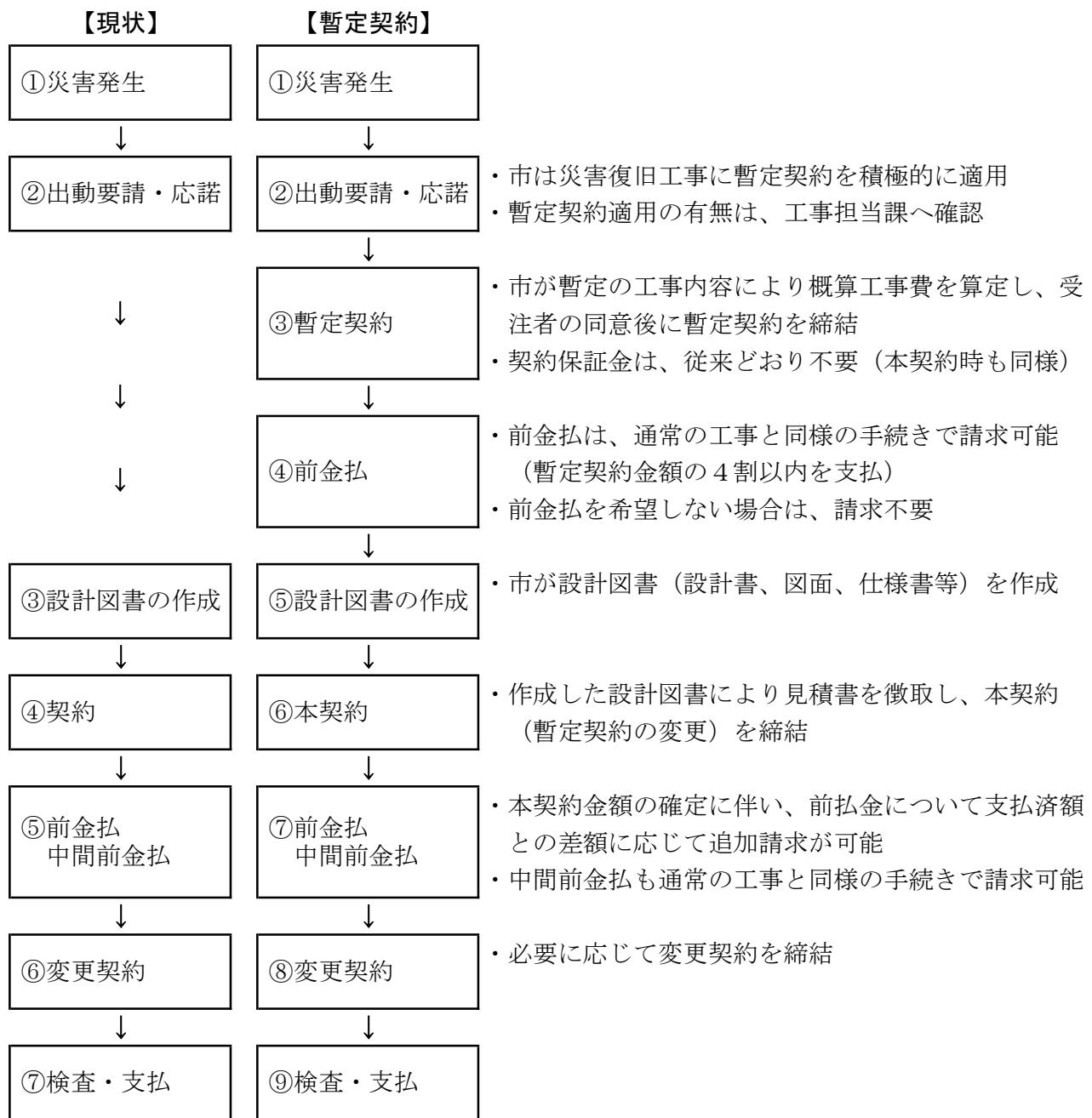
令和6年9月1日（日）

ただし、令和6年8月22日（木）以降に本市が出動要請した災害復旧工事について適用します。

5 試行要領

別添「浜松市災害復旧工事における暫定契約の試行に係る事務取扱要領」のとおり

6 暫定契約の流れ



※災害の規模等により、契約手続きに要する日数は増減する場合があります。

7 その他

建設工事関連業務委託については、建設工事における試行状況を踏まえて、今後導入を検討する予定です。

8 問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市財務部調達課工事契約グループ 電話053-457-2176